

住

みたい田舎ベストランキング 中国エリア 3部門で第1位

宝島社が昨年末に発売した「田舎暮らしの本」2017年2月号に掲載されている、『第5回日本「住みたい田舎」ベストランキング』。全国を12のエリアに分けた中国エリアで、本町が「若者世代が住みたい田舎」「子育て世代が住みたい田舎」「シニア世代が住みたい田舎」



の3部門で第1位となりました。(総合部門では第4位)
この雑誌は、都会から田舎への移住を考える多くの人の参考となっています。

石綿

による疾病の保障・救済

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。例えば、中皮腫の場合、その多くが35年前後という長い潜伏期間の後に発症するとされています。

場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性があります。まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局か労働基準監督署にご相談ください。

制度の内容は、厚生労働省のホームページでも確認できます。

■お問合せ
島根労働局
電話0852・31・1159
松江労働基準監督署
電話0852・31・1166
出雲労働基準監督署
電話0853・21・1240

新

年を祝う書き初め大会

1/5 木
1/6 金

書き初め大会が、1月5日にさつき会館(志々公民館主催)で、6日に来島基幹集落センター(飯南町文化協会主催)で開催されました。

大人から子どもまで多くの人が参加し、今年一年の意気込みなどを、一字一字に思いを込めて書き上げていました。

また、指導にあたった本間美智子さん(花栗)は、平成28年4月1日から「(公財)独立書人団」の審査委員に就任。1月14日には、東京の国立新美術館で開催された「第65回記念独立書展」の表彰式に役員として出席されるなど、全国で活躍されています。



「翔」という字を書き上げる本間さん



一筆一筆に力がこもります

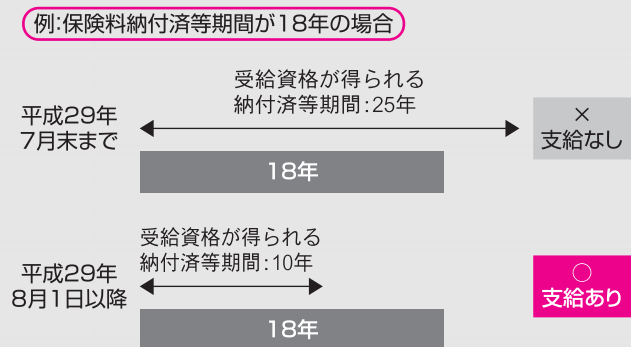


新年の晴れやかな気持ちを文字に

平

成29年8月1日から 年金を受け取るために必要な保険料 納付済期間が10年に短縮されます

これまで、年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済期間)は25年でしたが、平成29年8月1日以降、10年に短縮されます。これまで年金を受けとれなかった人も、受け取れるようになる可能性があります。



月末から平成29年7月までの間に、日本年金機構から「年金請求書」が送られる予定です。必要事項を記入の上、必要書類と併せてお近くの年金事務所へ提出してください。

年金受給開始時期
平成29年9月分が10月(予定)に振り込まれます。以降、2ヵ月分の年金が偶数月に振り込まれます。

年金額
保険料を納めた期間に応じて年金額が決まります。(納付期間が長いほど年金額が多くなります)
※保険料納付済期間が10年に満たない場合は、原則、年金を受け取れません。ただし、国民年金の任意加入や後納制度を利用して、保険料納付済期間が10年を満たせば、年金の受け取りが可能となります。
※今回の制度改正は、老齢年金(老齢基礎年金など)が対象です。遺族年金・障害年金の受給要件に変更はありません。

対象者
平成29年8月1日時点で65歳以上で、保険料納付済期間が10年以上の人。対象者には、平成29年2

■お問合せ
ねんきんダイヤル
電話0570・05・1165
又は、住民課/電話76・2213

合

同労働相談会

日時
3月5日(日)10時~15時
会場
出雲商工会議所
(出雲市大津町1131-1)

内容
島根県労働委員会、島根労働局などの共催で、「パワハラ」「突然解雇」「賃金不払」など、労働者と事業

主との間のトラブルの解決をお手伝いします。労働者、事業主どちらからの相談も受け付けます。事前予約者優先ですが、当日受付も可能です。ので、直接会場にお越しください。料金無料、秘密厳守。

■お問合せ
島根県労働委員会事務局
電話0852・22・5450

若

者募集しています 者と女性の活躍応援事業を

町では“若者と女性の活躍による元気あふれるまちづくり”の推進のため、「飯南町若者と女性の活躍応援事業補助金」を創設しました。事業の実施を希望する団体は、役場地域振興課へご連絡ください。

- 対象事業(①~③全てに該当)
- ①対象団体自らが企画・実施する活動(新たな取組を含む)
 - ②若者・女性の参画によるまちづくりと交流の場を広げる活動
 - ③若者・女性の参加機会の充実と参加意識の高揚を図る活動

補助対象団体

・町内に居住又は勤務している5名以上の人で組織されている町内の民間団体等

・町内に事務所又は事業所等がある企業、店舗、特定非営利活動を行う非営利団体等(政治活動、宗教団体、営利活動を目的とする団体は除く)

補助金額
上限30万円
■お問合せ
地域振興課
電話76・2864